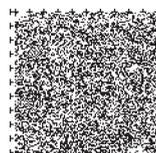


大綱
3

子どもから高齢者まで、
誰もが健康で安心して暮らせるまち



大綱3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

1 健康づくり・食育の推進

施策の現状

近年、健康や食に対する人々の関心が高いことから、すべての市民の自主的な健康づくりを支援する環境の整備とともに、食をめぐる環境変化や食の多様化に対する食育の推進などが求められています。

国は、健康日本21（第二次）及び第3次食育推進基本計画の中で、ともに健康寿命*の延伸に関する重要性について述べており、特に健康日本21（第二次）では、生活習慣病予防の早期発見、重症化予防を図るとともに、健康格差の縮小などについても着目しています。

本市では、平成24（2012）年3月に策定した久喜市健康増進計画と久喜市食育推進計画を、平成28（2016）年度に第2次久喜市健康増進・食育推進計画として一体的に策定し、食事、運動などの生活習慣を見直す機会の提供、心や体の健康相談、各種保健事業等を実施しています。

さらに、妊産婦や乳幼児、成人の健康診査や予防接種等を実施するとともに、各種健（検）診の受診率の向上に向けた取組みを行っています。

自殺対策は、平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、平成28（2016）年3月に法改正がなされ、市においても自殺対策計画の策定が義務付けられました。

新型インフルエンザについては、平成21（2009）年の流行を教訓に、国は危機管理法整備を行っており、本市では、平成26（2014）年12月に久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。

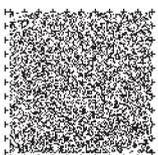
施策の課題

第2次久喜市健康増進・食育推進計画に基づき、保健・医療・福祉の連携により総合的なサービスを提供するとともに、市民や学校、職場など地域における関係機関と連携し、市民の自主的な健康づくりや食育の取組みを支援する事業等の充実に努める必要があります。

また、健康や食に関心が低い方や若い世代に対する情報提供について、より工夫をすることが必要です。

さらに、自殺対策は、精神保健分野の取組みにとどまらず、様々な要因が相互に影響することから、社会の他部門における調整と協力が必要であり、包括的でなければならないとされています。

同様に新型インフルエンザ等の対策についても、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要があることから、庁内で横断的に取り組み、関係機関と連携を図る体制づくりが必要になります。



施策の目的

健康づくりと食育は、市民が豊かな人生を送るために、必要な条件となるものです。市民が主体的に健康づくりと食育の重要性を認識し、健康な身体と心を育むことができるよう、第2次久喜市健康増進・食育推進計画を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

自殺対策については、こころの相談事業等の精神保健分野にとどまらず、社会的要因も踏まえ、総合的な対策を推進し、自殺の防止を図ります。

また、感染症対策については、被害の拡大を防止し、市民の健康を維持することを目的に、感染症の発生状況を適宜、正確に情報提供するとともに、発生要因や予防方法等の周知に努めます。

施策の内容

(1) 健康づくりと食育の推進体制の整備

生涯を通して、すべての市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、第2次久喜市健康増進・食育推進計画を推進します。

健康マイレージ*など、市民が継続的に健康づくりに取り組むための環境づくりとして、インセンティブ*を活用した取組みを進めます。

主な取組み ○第2次久喜市健康増進・食育推進計画の推進
○健康づくり・食育推進事業

(2) 各種健（検）診の充実

生活習慣病に関する健康診査やがん検診事業等の充実を図り、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進します。

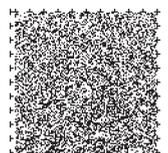
主な取組み ○各種健（検）診事業

(3) 母子保健の充実

妊婦及び乳幼児の健康診査事業や、母子訪問指導事業等の充実を図るとともに、不妊に悩む夫婦の負担を軽減するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、子育て世代包括支援センター*事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供します。

主な取組み ○妊婦及び乳幼児の健康診査事業
○母子訪問指導事業
○不妊治療への支援
○子育て世代包括支援センター事業



(4) 歯科口腔保健の推進

各ライフステージ*に応じた歯科口腔保健に関する情報提供と正しい知識の普及啓発に努め、むし歯予防や歯周病予防の取組みを推進します。

主な取組み ○歯と口腔の健康づくりの推進

(5) 精神保健と自殺対策の推進

精神保健に関する相談事業及びこころの健康に関する普及啓発事業の充実を図り、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、自殺対策の推進体制の整備に努めます。

主な取組み ○こころの健康相談事業
○自殺対策計画の策定

(6) 感染症対策の推進

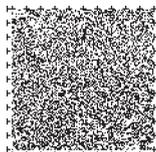
感染症に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種事業を推進し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に努めます。

また、久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、庁内の横断的な取組みや各関係機関との連携を図る体制づくりに努めます。

主な取組み ○予防接種事業
○関係機関との連携強化

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
健康づくりに関する事業への参加者数	人	78,399	85,000	
65 歳健康寿命	年	男性 17.55 女性 20.21	男性 17.50 女性 20.25	平成 28 (2016) 年度現状値は、平成 27 (2015) 年埼玉県衛生研究所より算出したもの
がん検診受診者数	人	41,981	49,300	
がん検診精密検査受診率	%	67.2	70.0	
乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	97.2	100	



協働の指針

- 「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを第一に考え、主体的に健康づくりや食育に努めます。
- 健康づくりや食育の推進を通じた地域のネットワークを構築し、広げます。
- 健康づくり及び食育について、国・県の月間や週間等を活用した啓発に努めます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

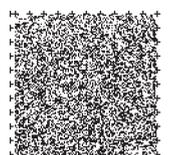
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



2 地域医療の充実

施策の現状

現在、国では、医療機関の機能分化や役割分担による地域完結型医療*を推進しています。本市においても、限られた医療資源を有効に活用して地域医療を充実するため、市と市民と医療機関等が協働して地域医療を守り育てる地域医療推進事業を実施しています。

また、本市を含む利根保健医療圏においては、地域医療ネットワークシステム「とねっと*」による医療連携を進めています。

市内には、7か所の病院、61か所の一般診療所があり、このうち6か所が救急病院として、また2か所が救急診療所として指定されています。（平成29（2017）年5月末現在）

これら7か所の病院の中には、埼玉県済生会栗橋病院や、新久喜総合病院などの救急医療*や高度医療を担う中核病院があります。さらに、小児の二次救急病院として土屋小児病院などがあり、これらの病院とそれぞれに特徴を持った診療所などが連携を図っています。

施策の課題

今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想され、医療体制の一層の充実が求められます。

このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化に答えられるよう、関係機関と連携・協力して医療体制の充実を図る必要があります。

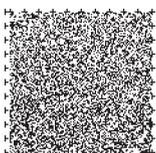
また、市民が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくためには、地域医療の充実が欠くことのできない課題であります。そのため、市と市民と医療機関等が相互理解を深め、一体となって地域完結型医療の確立を目指す体制づくりが求められます。

さらに、利根保健医療圏における限られた人材や高度医療機器などの有効活用のためには、地域のかかりつけ医と中核病院が連携して、地域完結型医療を目指すとともに、地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加者数や参加医療機関を増やしていくことが必要です。

施策の目的

安心感のもてる良質かつ適切な医療を地域で受けられるよう、医療機関等の関係機関と連携し、医療体制の充実を図ります。

市と市民と医療機関等が相互理解を深め、一体となり協働して、地域医療を守り育てる地域医療推進事業を実施していくことで、地域医療の充実を図ります。



施策の内容

(1) 地域医療及び地域医療提供体制等の充実

多様化する市民の医療ニーズに対応するよう、関係機関との調整や連携を図るほか、市民が良質で適切な医療を効率的に受けられるよう、限られた医療資源を有効活用する地域完結型医療の推進に努めます。

また、地域医療の一層の充実を図るため、市と市民と医療機関等が一体となり、地域医療の推進に努めます。

- 主な取組み
- 地域完結型医療の推進
 - 市、市民、医療機関等の3者協働による地域医療の推進

(2) 救急医療・災害時医療等の充実

救急医療や災害時医療への対応について、関係機関との連携により、その充実に努めます。また、医療に必要な不可欠な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血の促進を図ります。

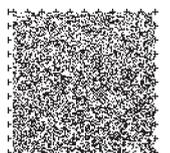
- 主な取組み
- 休日夜間急患診療所の充実
 - 救急医療・災害時医療の充実
 - 献血事業

(3) 医療に関する情報提供の充実

市内の医療機関や休日・夜間の診療体制等の情報を分かりやすく、容易に入手できるように、情報提供の充実に努めます。

また、地域の医療資源を守っていくため、医療制度や救急医療などについて分かりやすく伝える等、啓発に努めます。

- 主な取組み
- 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」による連携
 - 医療制度などの啓発活動

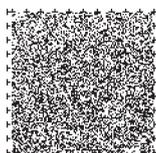


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
「とねっと」参加申込者数	人	4,945	12,000	
市内医療機関の「とねっと」参加率	%	28.0	35.0	

協働の指針

- かかりつけ医や、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持ち、適切な受診や服薬管理などを心がけます。
- 医療機関は、安全で質の高い医療を提供し、相互の連携による効率的な医療を提供します。



3 子育て支援の充実

施策の現状

平成27(2015)年の本市における合計特殊出生率*は1.21と、全国平均の1.45を下回っています。全国的に少子化は進行していますが、その背景には、子育てに対する経済的負担や肉体的・精神的負担などが指摘されています。

また、都市化、核家族化の進行等に伴い生活様式が変化したことで、地域で子育てを支え合う力も低下しているほか、働き方や生活スタイルの変化により、市民の保育ニーズは多様化してきており、地域の実情や利用者の生活実態を十分に踏まえたサービスの提供、子育て支援体制の充実などが求められています。

本市では、多様なニーズに対応する教育・保育施設の整備や、地域子ども・子育て支援事業を推進することで、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、子育て家庭が、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場を提供することで、子育て家庭の負担の軽減を図っています。

さらに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用し、児童館子育て支援センターの整備を進めています。

施策の課題

保育所、認定こども園*等、幼稚園や学校等との連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などに対応した子育て支援施策を進めることが必要となっています。

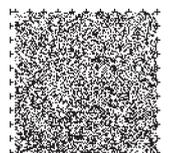
本市では、保育需要の増加傾向が続いており、平成28(2016)年4月の国の調査において待機児童が出るなど、待機児童解消に向けた施策の推進が課題となっています。

このことから、平成27(2015)年3月に策定した久喜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭や地域の多様なニーズに対応するための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

さらに、平成26(2014)年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されるなど、子どもの貧困問題に対して、総合的な取組みを推進することが課題となっています。

施策の目的

保育サービスを充実させることや、子どもの居場所をつくることにより、誰もが安心して子育てができる環境づくりと、子育てに関する学習会や交流の場を通じて家庭の育児能力を高めることを目指します。



施策の内容

(1) 子育ての総合的支援

次世代を担う子どもたちが地域の中で、健やかに生まれ育つことができるように、行政はもとより、ボランティアや市民、企業、事業者等の協力も得ながら子育て支援事業の充実に努めます。

また、子どもの貧困対策については、実態把握に努めるとともに、国や県などの関係機関と連携を図りながら、必要な施策を行います。

- 主な取組み
- 久喜市子ども・子育て支援事業計画の推進
 - 子育て支援総合窓口の充実
 - 子育て支援ネットワークづくり
 - 子どもの貧困対策の推進

(2) 様々な保育ニーズへの対応

様々な保育ニーズに対応できるように、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育やアレルギー対応給食の提供等を実施するなど、保育サービスの充実に努めます。

老朽化した施設については、施設の改修等を実施し、安全・安心な保育環境の整備を行います。

- 主な取組み
- 様々な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
 - 保育環境の整備・充実

(3) 要保護児童等に対する対策の充実

児童虐待などにより支援を必要とする児童等については、適切な対策が講じられるよう、要保護児童対策地域協議会*を通じて、関係機関と連携を深め、情報の共有化に努めます。

- 主な取組み
- 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化
 - 家庭児童相談室事業

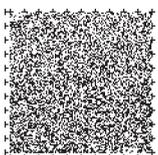
(4) 子育て支援体制の充実

すべての子どもが健やかに成長できるように、相談機能を有する関係機関の連携を強化し、相談業務の充実に努め、子育て家庭における子育ての不安の解消に努めます。

また、放課後児童健全育成事業等の実施により、児童の健全育成を図ります。

子どもが通院や入院したときの医療費を軽減するため、子ども医療費の助成を引き続き実施するなどの経済的支援を行います。

- 主な取組み
- 各種相談事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子ども医療費支給事業
 - 子育て家庭への経済的支援



(5) 子育て環境の整備

地域子育て支援センターや児童センター等の事業を、民生委員・児童委員や子育てボランティアなどと連携して行い、社会全体で子育て家庭を支えていく地域の形成を目指します。

また、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めるとともに、東京理科大学久喜キャンパス跡地を活用した児童館子育て支援センターの整備を推進し、身近な場所で子育てに関する交流や相談ができる場の充実を図ります。

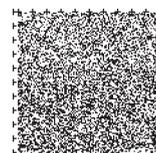
- 主な取組み
- 地域子育て支援センター事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 児童センター・児童館事業
 - 児童館子育て支援センターの整備

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
特別保育実施保育所等数	箇所	26	30	
保育所待機児童数	人	13	0	
子育て支援センター利用者数	人	33,995	40,000	

協働の指針

- 次世代を担う子どもたちやその家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みます。
- 事業者は、育児を行う者が働きやすい環境づくりに努めます。



4 高齢者福祉の充実

施策の現状

国では平成37（2025）年を目標に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築を推進しています。

本市においても、年々、高齢化が進行し、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、特に認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家庭介護力の低下などがみられます。

これまで、介護予防の一環として、高齢者を対象にいきいきデイサービス事業*やはつらつ運動教室*など実施しているほか、地域包括支援センター*において、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上事業など自立した生活に向けた支援を行っています。

さらに、介護する家族を対象に、家族介護教室や家族介護用品支給事業を行うとともに、認知症サポーター*の養成や認知症ケアパス*の作成、周知等を行っています。

今後も、介護や支援を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられます。

施策の課題

団塊の世代がすべて75歳に到達する平成37（2025）年には、高齢者人口が飛躍的に増加すると予想されており、介護や支援を必要とする高齢者やその家族への支援、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯への支援の強化が求められています。

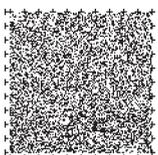
また、高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいることから、各種の在宅サービスを活用しながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

このため、久喜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるとともに、高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組み、地域で支えあう社会づくりを進める必要があります。

施策の目的

高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会、また、介護が必要な高齢者や認知症高齢者等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らせる社会を目指します。

また、元気な高齢者がその能力を生かし、支援を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合いの仕組みづくりを進めます。



施策の内容

(1) 高齢者支援体制の整備

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても、適切な生活支援サービスが切れ目なく提供できるような地域包括ケアシステムの実現を目指します。

また、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携を強化するとともに、介護保険以外のサービスや地域住民・ボランティアなどによる総合的な生活支援活動も提供できるよう、高齢者を地域全体で支える体制の整備を図ります。

- 主な取組み
- 地域包括支援センター事業
 - 地域密着型サービスの整備・充実
 - 要介護者見守り支援事業*
 - 家族介護者への支援
 - 在宅医療・介護連携推進事業

(2) 高齢者支援サービスの充実

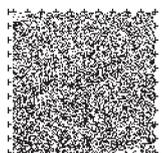
高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、緊急時通報システム*などの福祉サービスの充実、地域包括支援センターなどによる総合相談窓口の強化により、高齢者の生活支援や権利擁護を図ります。

- 主な取組み
- 高齢者福祉サービスの充実
 - 地域包括支援センター事業（再掲）
 - 成年後見制度利用の支援

(3) 介護保険サービスの充実

要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加などに対応できるように、介護保険施設等の基盤を整備し、各種介護保険サービスの充実と質的向上を図ります。

- 主な取組み
- 介護保険施設等の整備促進
 - 地域密着型サービスの整備・充実（再掲）
 - 介護給付の適正化
 - 利用者負担助成事業



(4) 介護予防の推進

高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域において、健康教育・健康相談、介護予防教室等を行っていくことで、高齢者一人ひとりが、可能な限り、要介護状態にならないよう、生活機能の維持・向上を図ります。

また、認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症の予防や認知症の正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や認知症講演会の実施など、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりを推進します。

- 主な取組み
- 自立支援デイサービス事業（いきいきデイサービス事業）
 - 高齢者福祉センターの活用
 - 各種介護予防教室の実施
 - 認知症支援体制の推進
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

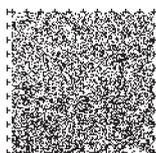
(5) 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域において生きがいのある生活・社会活動ができるよう、市民ボランティア団体等の活動支援、地域における支え合いの仕組みづくりやコミュニティ*活動などの支援を図ります。

- 主な取組み
- 市民ボランティア団体等の活動支援
 - 地域支え合いの仕組みづくりへの支援

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
介護予防教室等の参加者数	人	24,237	33,500	
地域包括支援センター相談者数	人	23,499	30,000	
いきいきデイサービスの参加者数	人	347	400	
老人クラブ会員数	人	2,945	3,200	
認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	1,682	1,650	
介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	91	145	



協働の指針

- 自分の健康は自分でつくり、守るという観点に立って健康、生きがいづくりに取り組みます。
- 介護予防事業や地域支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組みます。

序論

基本構想

基本計画

大綱1

大綱2

大綱3

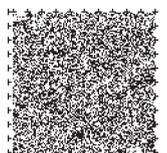
大綱4

大綱5

大綱6

大綱7

資料編



5 障がい者（児）福祉の充実

施策の現状

高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化など家族形態の変化等により、障がい者（児）を取り巻く環境が変化しています。

本市における身体障害者手帳の交付状況は概ね横ばいで推移していますが、知的障がい者数と精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）者数は年々増加傾向にあります。また、障がい福祉サービス等の対象となる難病の範囲が拡大され、これらの支援の充実も求められています。

国においては、障がい者（児）に係る制度改革が進められており、平成25（2013）年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が、平成28（2016）年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、不当な差別的取扱いの禁止と障がいの特性にあわせた合理的配慮の提供が求められています。

こうした国の動向を踏まえ、本市では、手帳の交付や各種相談、各種の支援をはじめ、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児支援、障がいの早期発見・早期療育のための保健・医療サービス、さらには障がい者（児）の社会参加や就労促進など、障がい者（児）を取り巻く環境の変化に対応するための様々な施策を推進しています。

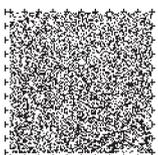
また、平成29（2017）年3月、手話が言語であることを広く社会に周知し、その普及を図るとともに、手話による意思疎通の機会の拡大に向けた取組みを推進するため、久喜市手話言語条例を制定しています。

施策の課題

これらの制度改正に対応するとともに、久喜市障がい者計画及び久喜市障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーション*の理念の一層の浸透、情報提供体制の充実、各種サービスの充実、就労機会の拡大、障がい者虐待の防止、社会参加の促進やバリアフリー*のまちづくりなど、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

また、障がい者（児）が安心して地域で暮らしていくためには、住まいや雇用の場の確保や、相談支援体制の充実が重要となっています。特に、重度障がい者（児）については、受け入れ可能な住まいの確保や介護者の負担軽減など、支援の充実が必要です。

さらに、障がい者（児）が安心して地域で暮らしていくためには、障がいの有無に関係なく市民同士が触れ合う機会を増やすことなど、市民の障がいへの理解を深めることが必要です。



施策の目的

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるように努めます。また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

施策の内容

（１）自立生活の支援

障がい者（児）の自立を促進するため、必要に応じた支援を提供します。

また、高齢障がい者の増加に対応するため、高齢者施策との整合を図りつつ、生活支援の強化を図ります。

- 主な取組み
- 介護、訓練等給付費事業
 - 自立支援（更生・精神通院）医療費事業
 - 相談支援事業
 - 障がい児通所支援事業
 - 意思疎通支援事業

（２）就労・社会参加の促進

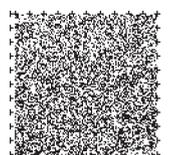
ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、地域で生活できる社会づくりを進めます。

- 主な取組み
- 就労支援事業
 - 自動車改造費助成事業
 - フレンドシップ学級*
 - スポーツ・文化芸術活動の推進

（３）障がい福祉サービスの充実

障がい者（児）が安心して住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。

- 主な取組み
- 重度心身障害者医療費給付事業
 - 福祉タクシー利用料助成事業
 - 重度心身障がい者自動車燃料費助成事業



(4) 施設・生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して地域で生活できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の普及に努めます。

また、障がい者等の要援護者に対する見守り支援の体制づくりを推進します。

- 主な取組み
- 公共施設等のバリアフリー化
 - 民間施設のバリアフリー化の促進
 - おもいやり駐車場制度の拡充
 - 要援護者見守り支援事業*（再掲）

(5) 権利擁護の推進

障がいに対する偏見や差別をなくし、障がいのある人に対する理解を深めるため、各種啓発活動を推進するとともに、虐待を防止するための取組みを進めます。

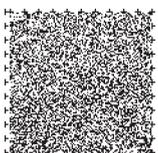
- 主な取組み
- 障害者差別解消法の周知・啓発
 - 成年後見制度利用の支援（再掲）
 - 虐待防止の推進

成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労数	人	29	30	
福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	78.7	80.0	
居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	293	320	
日中活動系サービスを受けている障がい者の数	人	957	1,120	
要援護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	610	640	

協働の指針

- 可能な限り、積極的に社会参加をします。
- 障がい者（児）を理解、尊重して、社会参加への支援をします。



6 地域福祉・地域ボランティアの充実

施策の現状

少子高齢化の急速な進行と核家族化が進み、家庭や地域の相互扶助機能の低下、地域のつながりの希薄化により、生活不安の増大や孤立化が進んだことで、孤立死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。

このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつかっていくためには、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的、主体的に参加する地域福祉の推進が不可欠となっています。

また、これらの増大する福祉ニーズを踏まえ、国・県においては支援の拡充強化を図るため、福祉関係法令の制定や改正などの取組みが進められています。

本市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民などが連携し、地域に密着した様々な市民参加型の活動を展開しています。

さらに、高齢者や障がい者などの要援護者に対して適切な支援をするため、要援護者見守り支援事業*を実施し、平成27（2015）年度から要援護者見守り支援台帳システムを導入することで、より適正な情報管理に努めています。

施策の課題

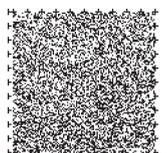
少子高齢化の進行に伴い、援護を必要とする高齢者や障がい者等が増加するなど、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々が地域福祉活動に主体的に参加する仕組み（人づくり、組織づくり）を構築していくことが必要です。

また、既存のボランティア団体の構成員の高齢化が進んだことで、活動が縮小傾向になっています。

さらに、地域のつながりの希薄化により、要援護者見守り支援事業の登録者の減少が見られるだけでなく、要援護者の支援をする地域の支援者の確保が課題となっています。

施策の目的

子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携、協働を図りながら、地域の支え合いによる地域福祉を推進します。



施策の内容

(1) 福祉意識の醸成

幼児教育、学校教育、生涯教育のそれぞれの分野において、福祉教育を推進するとともに、広報活動及び各種イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識の醸成を図ります。

- 主な取組み
- 福祉教育の推進
 - 社会福祉協議会との連携、協働

(2) 地域福祉推進組織の活動支援

地域福祉を推進するための中核的役割を担う組織として社会福祉協議会を位置付けるとともに、その活動について支援を行います。

また、社会福祉協議会と一体的に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進しながら、民生委員・児童委員やボランティア、NPO*、地域活動団体等との連携を強化し、日常生活圏域での地域福祉活動の支援を図ります。

- 主な取組み
- 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進
 - 社会福祉協議会への支援
 - 民生委員・児童委員、各種団体及び関係機関等との連携強化

(3) 要援護者の見守り支援

高齢者や障がい者などの要援護者が地域で安心して暮らせるよう、要援護者見守り支援台帳への登録を推進します。

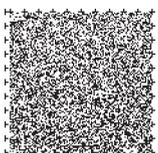
また、地域支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織*等と連携し、要援護者が常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援を受けることができる体制づくりを推進します。

- 主な取組み
- 地域支援者等との連携強化

(4) バリアフリー*及びユニバーサルデザイン*の環境整備の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、高齢者や障がい者等誰もが安全で利用しやすいバリアフリー及びユニバーサルデザインを重視した施設整備、道路整備等のまちづくりを推進します。

- 主な取組み
- 公共施設等のバリアフリー化（再掲）
 - 民間施設のバリアフリー化の促進（再掲）

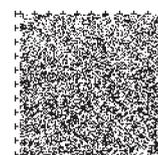


成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 28 年度 (2016 年度) 現状値	平成 34 年度 (2022 年度) 目標値	備考
個人ボランティア登録者数	人	352	380	
ボランティア登録団体数	団体	87	88	
要援護者見守り支援台帳登録者数	人	3,859	5,200	
社会福祉協議会会員数	世帯	31,397	32,000	
ふれあい・いきいきサロン設置数	箇所	53	60	

協働の指針

- 地域コミュニティ*（町内会活動等）に積極的に参加します。
- 地域における福祉活動に参加します。
- 地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。
- 地域支え合いの仕組みを活用します。



7 社会保障制度の充実

施策の現状

国民健康保険事業は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えています。なお、後期高齢者医療制度では75歳以上の高齢者を対象にしています。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度ですが、保護率は近年増加傾向にあります。

本市では、生活保護の支援対象者に対しては、生活相談や訪問により、各世帯の状況を把握し、自立助長を目標に事業を実施しています。

また、生活保護の相談者については、きめ細かな状況把握を行い、他制度の活用も検討しながら適切な保護決定をしています。

施策の課題

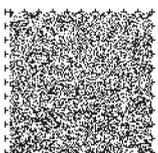
国民健康保険事業は、医療技術の高度化、高齢者の増加による医療費の上昇及び無職や非正規雇用などの低所得者の加入割合の増加などにより、財政運営が厳しくなっています。そのため、医療費の適正化や国民健康保険税の滞納額の圧縮などにより、事業の健全運営に向けた取組みを進める必要があります。

平成30（2018）年度以降、国民健康保険の安定化や効率的な事業運営のため、財政運営の責任主体が埼玉県に移行します。本市も共同の保険者として、保険税の賦課・徴収、窓口業務や保健事業など、市町村が引き続き担うとされる役割を適切に実施していきます。

また、雇用情勢の悪化などの影響もあり、生活保護受給者のうち就職者の割合は低い状況となっています。厳しい雇用情勢が続く中、生活保護受給者に中高年や限定的就労可能者が多くなっていることから、対象者に関する情報や支援方針等を関係機関で共有のうえ、連携して就労を支援する必要があります。

施策の目的

すべての市民の生活・就労支援がなされ、健康で文化的な生活が保障されるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。



施策の内容

(1) 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の健全な運営のため、特定健康診査の実施や人間ドック・がん検診の助成などを実施し、疾病の早期発見と予防を図ります。

また、レセプト*の内容点検の強化を図り、医療費の適正化に取り組むとともに、国民健康保険税の安定的な確保に努めます。

- 主な取組み ○各種検（健）診の促進
○適正な医療給付
○国民健康保険税の安定的な確保

(2) 高齢者医療制度の円滑な運営

埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

- 主な取組み ○高齢者医療制度の円滑な運営

(3) 国民年金制度の啓発

国民年金制度についての理解を促進するため、広報及び年金相談等の啓発を行います。

- 主な取組み ○国民年金制度の啓発活動

(4) 介護保険事業の推進

介護が必要なときに必要なサービスが利用できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等、地域に必要なサービス量の確保に努めます。

また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

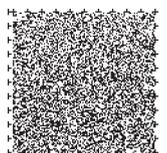
- 主な取組み ○介護保険事業

(5) 生活保護制度の適正な運用

生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

- 主な取組み ○生活保護事業



成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成28年度 (2016年度) 現状値	平成34年度 (2022年度) 目標値	備考
国民健康保険税の滞納額	億円	11.15	10.41以下	
生活保護から自立した世帯数	世帯	40	37	

協働の指針

- 生涯を通じた健康づくりを実践します。
- 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
- 就業と自立に努めます。

